# 本人確認方法の変更に関するお知らせについて

2026年11月13日

お客さま各位

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、今般の「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の施行規則の改正に伴い、2027年4月1日より、お取引の際に実施する本人確認の方法が変更されます。
お客さまには、お手数をおかけいたしますが、マネー・ローンダリングやなりすまし等の不正利用を防止し、安心・安全にサービスをご利用いただくための対応となりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 変更内容
従来の本人確認方法の一部が見直しされ、マイナンバーカードや運転免許証等の写真およびICチップ搭載の本人確認書類をご提示いただき、ICチップ情報の読み取り等が必須となります。

2. 変更日
2027年 4月 1日
※2027年 4月 1日以前に先行して実施する場合があります。

3. お客さまへのお願い
本人確認書類のICチップ読み取り時には、暗証番号の入力が必要となる場合があるため、あらかじめ設定した暗証番号のご確認をお願いいたします。
なお、取得する情報は、これまでの本人確認と同様に、氏名や住所などの本人確認に必要な情報および顔写真に限られます。取得した情報は本人確認装置には保存されませんので、ご安心ください。

以上

SEIBU 西武信用金庫

2027年4月1日から義務化

# 特定事業者との一定の取引で本人確認を受ける際ICチップ情報の読み取り等が必須となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



## 特定事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士




## ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券など。

**対面**で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。






**非対面**で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を送る必要があります。
**原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。**

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を読み取らせるには**暗証番号**の**入力**が必要です。
**設定した暗証番号を覚えておきましょう!**



警察庁
National Police Agency